

第 4 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年4月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第41号 令和元年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

専第 41 号

令和元年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

令和元年度熊本県の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 533,491千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 823,216,162千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和2年3月18日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		<b>126,956,172</b>	<b>475,025</b>	<b>127,431,197</b>
	1 国庫負担金	38,277,510	37,835	38,315,345
	2 国庫補助金	86,381,446	437,190	86,818,636
2 繰入金		<b>35,004,654</b>	<b>58,466</b>	<b>35,063,120</b>
	1 基金繰入金	34,001,593	58,466	34,060,059
歳 入 合 計		<b>822,682,671</b>	<b>533,491</b>	<b>823,216,162</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		<b>100,337,145</b>	<b>425,704</b>	<b>100,762,849</b>
	1 社会福祉費	56,303,844	419,752	56,723,596
	2 児童福祉費	35,593,858	3,000	35,596,858
	3 生活保護費	4,980,009	2,952	4,982,961
2 衛 生 費		<b>56,385,210</b>	<b>70,468</b>	<b>56,455,678</b>
	1 公衆衛生費	39,051,963	70,468	39,122,431
3 教 育 費		<b>139,042,539</b>	<b>37,319</b>	<b>139,079,858</b>
	1 教育総務費	30,034,040	28,962	30,063,002
	2 保健体育費	2,273,967	8,357	2,282,324
歳 出 合 計		<b>822,682,671</b>	<b>533,491</b>	<b>823,216,162</b>

第 2 表 繰越明許費補正

変 更

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 民 生 費		千円 3,483,005	千円 3,490,441
	1 社 会 福 祉 費	3,483,005	3,490,441
2 衛 生 費		65,093	75,862
	1 公 衆 衛 生 費	65,093	75,862
合	計	3,548,098	3,566,303